○厚生労働省令第二十六号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第三十八条及び社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第二条の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（社会福祉士試験の科目）	（社会福祉士試験の科目）
第五条　社会福祉士試験の科目は、次のとおりとする。	**第五条**　社会福祉士試験の科目は、次のとおりとする。
一　医学概論	一　人体の構造と機能及び疾病
二　心理学と心理的支援	二　心理学理論と心理的支援
三　社会学と社会システム	三　社会理論と社会システム
四　社会福祉の原理と政策	四　現代社会と福祉
五　社会保障	五　社会調査の基礎
六　権利擁護を支える法制度	六　相談援助の基盤と専門職
七　地域福祉と包括的支援体制	七　相談援助の理論と方法
八　高齢者福祉	八　地域福祉の理論と方法
九　障害者福祉	九　福祉行財政と福祉計画
十　児童・家庭福祉	十　福祉サービスの組織と経営
十一　貧困に対する支援	十一　社会保障
十二　保健医療と福祉	十二　高齢者に対する支援と介護保険制度
十三　刑事司法と福祉	十三　障害者に対する支援と障害者自立支援制度
十四　ソーシャルワークの基盤と専門職	十四　児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
十五　ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	十五　低所得者に対する支援と生活保護制度
十六　ソーシャルワークの理論と方法	十六　保健医療サービス
十七　ソーシャルワークの理論と方法（専門）	十七　就労支援サービス
十八　社会福祉調査の基礎	十八　権利擁護と成年後見制度
十九　福祉サービスの組織と経営	十九　更生保護制度